

(案)

○鹿屋市保育所等感染症拡大防止対策事業補助金交付要綱

令和3年 月 日告示 号

鹿屋市保育所等感染症拡大防止対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組を行う認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業並びに放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業を行う者（以下「保育所等」という。）に対し、予算の範囲内において鹿屋市保育所等感染症拡大防止対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

**第2条** 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかの事業を行う保育所等とする。

(1) 認可保育所等設置支援事業の実施について（平成29年3月31日付け雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添5「保育環境改善等事業実施要綱」の2の(2)の③のアに規定する者が行う当該③に規定する事業

(2) 子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知）別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」第3条第5号、第10号、第12号又は第13号に規定する事業

2 前項の場合において、認可保育園及び認定こども園の分園は、一補助事業者として取り扱うものとする。

(補助対象経費及び補助基準額)

**第3条** 補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助事業者が前条に規定する事業を行う施設の消毒、感染症予防の広報・啓発その他新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために必要な経費とする。

2 補助基準額は、次の各号に定める額とする。

(1) 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所及び放課後児童健全育成事業にあつては、一補助事業者につき下記に定める額とする。この場合、定員は令和3年4月1日時点の定員とする。

ア 定員19人以下 30万円以内

イ 定員20人以上59人以下 40万円以内

ウ 定員60人以上 50万円以内

(2) 地域子育て支援拠点事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）にあつては、一補助事業者につき30万円を限度とする。

(補助金の額)

**第4条** 補助金の額は、補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と前条の補助基準額を比較して、いずれか少ない額とし、予算の範囲内において交付する。

2 前項の場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

(案)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の補助金等交付申請書及び収支予算書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 鹿屋市保育所等感染症拡大防止対策事業所要額明細書（別記第1号様式）
- (2) 鹿屋市保育所等感染症拡大防止対策事業対象経費支出予定額積算内訳表（別記第2号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(実績報告)

**第6条** 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、規則第14条に規定する実績報告書及び収支精算書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 鹿屋市保育所等感染症拡大防止対策事業収支精算明細書（別記第3号様式）
- (2) 鹿屋市保育所等感染症拡大防止対策事業対象経費支出済額内訳表（別記第4号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(補助受給者の責務)

**第7条** 補助金の交付を受けた補助事業者は、本市の児童福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附則**

この要綱は、令和3年7月7日から施行し、改正後の鹿屋市保育所等感染症拡大防止対策事業補助金交付要綱の規定は、令和3年度分補助金から適用する。

**別記**

第1号様式（第5条関係）

鹿屋市保育所等感染症拡大防止対策事業所要額明細書

施設名 \_\_\_\_\_

(単位：円)

事業名	対象経費			補助基準額④	補助額⑤ (③と④を比較して 少ない額)
	支出予定額①	寄附金その他 収入額②	差引額 ③ (①－②)		

注 ⑤は1,000円未満を切り捨てること。

(案)

第2号様式(第5条関係)

鹿屋市保育所等感染症拡大防止対策事業対象経費支出予定額積算内訳表

施設名 \_\_\_\_\_

区分	管理番号	経費区分	積算内訳				
			品名	単価	数量	単位	金額
増し経費(1) 研修受講・かかり	①			×		=	円
	②			×		=	円
	③			×		=	円
	④			×		=	円
	⑤			×		=	円
	⑥				×		=
小計(A)							0円
感染防止対策に係る経費(2)	⑦			×		=	円
	⑧			×		=	円
	⑨			×		=	円
	⑩			×		=	円
	⑪			×		=	円
	⑫			×		=	円
	⑬			×		=	円
	⑭			×		=	円
	⑮			×		=	円
	⑯			×		=	円
	⑰			×		=	円
	⑱			×		=	円
	⑲			×		=	円
	⑳			×		=	円
小計(B)							0円
合計(A+B)							0円
寄附金 その他収入額 (C)							円
支出予定額 (A)+(B)-(C)							0円

(案)

第3号様式(第6条関係)

鹿屋市保育所等感染症拡大防止対策事業収支精算明細書

施設名 \_\_\_\_\_

(単位:円)

事業名	対象経費			補助基準額④	補助額⑤ (③と④を比較して少ない額)
	支出額①	寄附金その他 収入額②	差引額 ③ (①-②)		

注 ⑤は1,000円未満を切り捨てること。

(案)

第4号様式(第6条関係)

鹿屋市保育所等感染症拡大防止対策事業対象経費支出済額内訳表

施設名

区分	管理番号	経費区分	積算内訳				
			品名	単価	数量	単位	金額
増し経費(1) 研修受講・かかり	①			×		=	円
	②			×		=	円
	③			×		=	円
	④			×		=	円
	⑤			×		=	円
	⑥			×		=	円
小計(A)							0円
感染防止対策に係る経費(2)	⑦			×		=	円
	⑧			×		=	円
	⑨			×		=	円
	⑩			×		=	円
	⑪			×		=	円
	⑫			×		=	円
	⑬			×		=	円
	⑭			×		=	円
	⑮			×		=	円
	⑯			×		=	円
	⑰			×		=	円
	⑱			×		=	円
	⑲			×		=	円
	⑳			×		=	円
小計(B)							0円
合計(A+B)							0円
寄附金 その他収入額 (C)							円
支出済額 (A)+(B)-(C)							0円